

松江市開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則新旧対照表

改正後	改正前								
<p>(条例第 3 条 _____ の規則で指定する土地の区域)</p> <p>第 2 条 条例第 3 条 _____ の規則で指定する土地の区域は、次の表に掲げるものとする。</p>	<p>(条例第 3 条第 1 項の規則で指定する土地の区域)</p> <p>第 2 条 条例第 3 条第 1 項の規則で指定する土地の区域は、次の表に掲げるものとする。</p>								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略						
略									
略									
<p>(条例第 6 条第 1 号及び第 2 号 _____ の規則で定める区域)</p> <p>第 5 条 条例第 6 条第 1 号及び第 2 号 _____ の規則で定める区域は、次の表に掲げるものとする。</p>	<p>(条例第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規則で定める区域)</p> <p>第 5 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規則で定める区域は、次の表に掲げるものとする。</p>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">条例第 6 条第 1 号 _____ の区域</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>条例第 6 条第 2 号 _____ の区域</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	条例第 6 条第 1 号 _____ の区域	略	条例第 6 条第 2 号 _____ の区域	略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">第 6 条第 1 項第 1 号の区域</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>第 6 条第 1 項第 2 号の区域</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	第 6 条第 1 項第 1 号 の区域	略	第 6 条第 1 項第 2 号 の区域	略
条例第 6 条第 1 号 _____ の区域	略								
条例第 6 条第 2 号 _____ の区域	略								
第 6 条第 1 項第 1 号 の区域	略								
第 6 条第 1 項第 2 号 の区域	略								
<p>(条例第 6 条第 1 号 _____ の規則で定める規模)</p> <p>第 6 条 条例第 6 条第 1 号 _____ の規則で定める規模は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(条例第 6 条第 1 項第 1 号の規則で定める規模)</p> <p>第 6 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号の規則で定める規模は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>								
<p>(条例第 6 条第 3 号 _____ の規則で定める小学校及び中学校の周辺区域)</p> <p>第 7 条 条例第 6 条第 3 号 _____ の規則で定める小学校及び中学校の周辺区域は、次に掲げる小学校及び中学校の校舎からおおむね 500 メートルの土地の区域(当該区域と直接接することとなる開発区域外の道路(以下「接続先道路」という。)に水道管及び下水道管(汚水の処理を行うものに限</p>	<p>(条例第 6 条第 1 項第 3 号の規則で定める小学校及び中学校の周辺区域)</p> <p>第 7 条 条例第 6 条第 1 項第 3 号の規則で定める小学校及び中学校の周辺区域は、次に掲げる小学校及び中学校の校舎からおおむね 500 メートルの土地の区域(当該区域と直接接することとなる開発区域外の道路(以下「接続先道路」という。)に水道管及び下水道管(汚水の処理を行うものに限</p>								

る。以下同じ。)が敷設されている区域に限る。ただし、開発許可を申請する者自らが接続先道路に水道管及び下水道管を新たに敷設する場合は、この限りでない。)とする。

(1)～(5) 略

(条例第6条第3号の規則で定める規模)

第8条 条例第6条第3号の規則で定める規模は、開発区域の面積が3,000平方メートル未満であることとする。

(条例第6条第4号の規則で定める鉄道駅の周辺区域)

第9条 条例第6条第4号の規則で定める鉄道駅の周辺区域は、次に掲げる鉄道駅の駅舎からおおむね300メートルの土地の区域(接続先道路に水道管及び下水道管が敷設されている区域に限る。ただし、開発許可を申請する者自らが接続先道路に水道管及び下水道管を新たに敷設する場合は、この限りでない。)とする。

(1)～(6) 略

(条例第6条第4号の規則で定める規模)

第10条 条例第6条第4号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

(1)・(2) 略

(条例第6条第8号の規則で定める規模)

第11条 条例第6条第8号の規則で

る。以下同じ。)が敷設されている区域に限る。ただし、開発許可を申請する者自らが接続先道路に水道管及び下水道管を新たに敷設する場合は、この限りでない。)とする。

(1)～(5) 略

(条例第6条第1項第3号の規則で定める規模)

第8条 条例第6条第1項第3号の規則で定める規模は、開発区域の面積が3,000平方メートル未満であることとする。

(条例第6条第1項第4号の規則で定める鉄道駅の周辺区域)

第9条 条例第6条第1項第4号の規則で定める鉄道駅の周辺区域は、次に掲げる鉄道駅の駅舎からおおむね300メートルの土地の区域(接続先道路に水道管及び下水道管が敷設されている区域に限る。ただし、開発許可を申請する者自らが接続先道路に水道管及び下水道管を新たに敷設する場合は、この限りでない。)とする。

(1)～(6) 略

(条例第6条第1項第4号の規則で定める規模)

第10条 条例第6条第1項第4号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

(1)・(2) 略

(条例第6条第1項第8号の規則で定める規模)

第11条 条例第6条第1項第8号の規則で

定める規模は、拡大した後の敷地面積が 500 平方メートル以内とする。

(条例第 6 条第 9 号 の規則で定める規模)

第 12 条 条例第 6 条第 9 号 の規則で定める規模は、建築物の延べ床面積が 50 平方メートル以内とする。

(条例第 7 条第 3 号 の規則で定める規模)

第 13 条 条例第 7 条第 3 号 の規則で定める規模は、建築物の延べ床面積が 50 平方メートル以内とする。

(区域図及び縦覧)

第 15 条 市長は、縮尺 5,000 分の 1 の図面に、条例第 3 条で指定する区域及び条例第 6 条で定める開発行為に係る区域(同条第 1 号及び第 2 号に掲げる開発行為に係るものに限る。)の範囲(これらの規定により当該区域から除き、又は当該区域に含まない区域を含む。)を表示し、公衆の縦覧に供するものとする。

(浸水ハザードエリア)

第 17 条 都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号)第 29 条の 9 第 6 号に規定する土地の区域は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 15 条第 1 項第 4 号に規定する浸水想定区域のうち、浸水した場合に想定される水深が 3 メートル以上となる区域とする。

定める規模は、拡大した後の敷地面積が 500 平方メートル以内とする。

(条例第 6 条第 1 項第 9 号 の規則で定める規模)

第 12 条 条例第 6 条第 1 項第 9 号 の規則で定める規模は、建築物の延べ床面積が 50 平方メートル以内とする。

(条例第 7 条第 1 項第 3 号 の規則で定める規模)

第 13 条 条例第 7 条第 1 項第 3 号 の規則で定める規模は、建築物の延べ床面積が 50 平方メートル以内とする。

(区域図及び縦覧)

第 15 条 市長は _____
、第 2 条で指定する区域及び第 5 条で定める区域を、縮尺 5,000 分の 1 の区域図として

_____表示し、 _____縦覧に供するものとする。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。